平成２２年（フ）第３２５号
香川県高松市田村町597番地６市住２―101
債務者　仲井　博司
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２５号
香川県高松市飯田町18番地１
債務者　高橋　哲也
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１６号
佐賀県西松浦郡有田町蔵宿丙3905番地１
債務者　阿部　素子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２１７号
佐賀県伊万里市新天町620番地５
債務者　冨永紀代香
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２１８号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲856番地36
債務者　小柳あき子
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２２６号
佐賀県伊万里市東山代町里4752番地
債務者　田口　龍彦
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２２７号
佐賀県伊万里市立花町1489番地41
債務者　末永　　努（旧姓猿田）
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２２８号
佐賀県伊万里市立花町1489番地41
債務者　末永　ゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４１号
鹿児島県薩摩川内市東郷町鳥丸1389番地１号
債務者　山下　順二
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
静岡県周智郡森町飯田2898番地の２　メゾンドゥアベェニールＡ202
債務者　杉山　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第４８２号
千葉県我孫子市新木野１丁目１番32号
債務者　岡田　照行
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４８３号
千葉県我孫子市新木野１丁目１番32号
債務者　岡田　　晶
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７７７号
千葉県流山市大字東深井189番地の５
債務者　竹本　佶弘
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７９８号
千葉県松戸市常盤平３丁目24番地の１常盤平公団住宅３街区１棟412号
債務者　仲田　栄子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８１４号
千葉県松戸市西馬橋２丁目11番地の２
債務者　伊倉　雅行
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８２４号
千葉県柏市東上町２番18号
債務者　河合憲一郎
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部